

会社法施行と経営状況分析の変更点 ⑥ 経営状況分析上の変更点(その1)

はじめに

「会社法施行と経営状況分析の変更点」として、前回まで、会社法施行に伴う建設業財務諸表の変更点について解説してまいりました。6回目の今回は、経営状況分析上の変更点、すなわち、会社法改正に伴う、Y 点計算上の変更点について解説してまいります。

申請者または申請代理人の皆様は、この経営状況分析上の変更点について、敢えて意識しなくても特に支障はありませんが、これら変更点を認識していただくことで、経営状況分析への理解がより深まるものと思われまます。

1. 「自己資本」の定義の変更

(1) 従来の算式

「自己資本」の従来算式は以下のようになっていました。

[資本金+新株式払込金+資本剰余金+利益準備金+任意積立金+土地再評価差額金+株式等評価差額金+自己株式申込証拠金-自己株式-その他資本剰余金処分配当金+社外流出以外の利益処分量+次期繰越利益-準備金等取崩額]

これは、一見すると非常にわかりにくい算式ですが、要は貸借対照表の資本合計の金額から、株主総会で決議された利益処分のうち、社外流出となる金額(配当金及び役員賞与の金額)を控除したものということができます。(なお、会社法施行後は、剰余金処分による役員賞与の支給はできなくなります。会社法上、役員賞与は、損益計算書の販売費及び一般管理費に役員賞与または役員報酬として計上されることとなります。)

(2) 変更後の算式

変更後は、「自己資本」の金額すなわち、**[純資産合計]**の金額となります。

(3) 算式変更の影響

算式変更により、従来に比べ、株主総会における社外流出の金額(配当金及び役員賞与の金額)だけ、「自己資本」の金額は、大きくなります。

Y 点の算式で「自己資本」を使用するのは、安全性の「自己資本比率」、健全性の「自己資本対固定資産比率」及び「長期固定適合比率」です。いずれも「自己資本」の金額が大きいはど高得点となりますので、変更後の「自己資本」の方が、Y 点の値は高くなるということができません。

2. 「総資本」の定義の変更

(1) 従来算式

「総資本」の従来算式は以下のとおりです。

[流動負債+固定負債+資本金+新株式払込金+資本剰余金+利益剰余金+土地再評価差額金+株式等評価差額金+自己株式申込証拠金-自己株式]

この算式も改正前の「自己資本」と同様、一見するとわかりにくい算式ですが、実質的には「負債資本合計」(すなわち会社法施行後の「負債純資産合計」)、「資産合計」と同額となります。

(2) 変更後の算式

変更後は、「総資本」の金額、すなわち、**[負債純資産合計]**の金額となります。

(3) 算式変更の影響

「総資本」の変更前後の算式は、実質的な差異はありません。ただし、端数処理の関係で数千円以内の差異が発生する可能性はあります(記載単位が千円の場合)。このため、Y 点にもわずかに影響を及ぼす可能性があります。

なお、Y 点計算において、「総資本」の金額が使用される算式は、収益性の「総資本経常利益率」、安定性の「自己資本比率」です。一般的なケース(経常利益や自己資本が+の場合)では、いずれも「総資本」の金額が小さい方が、Y 点の値は高くなります。

3. おわりに

紙幅の都合で今月はここまでです。来月は、Y 点計算のもうひとつの変更点である、「キャッシュ・フロー」の金額について解説してまいります。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)